

新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領【新旧対照表】

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市建設工事総合評価方式実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、新潟市建設工事総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の制度運営等に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条～7条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本要領は、令和7年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）の規定に基づき、新潟市建設工事総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の制度運営等に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条～7条 （省略）</p>	<p>試行を実施に変更</p>